

神戸市告示第576号

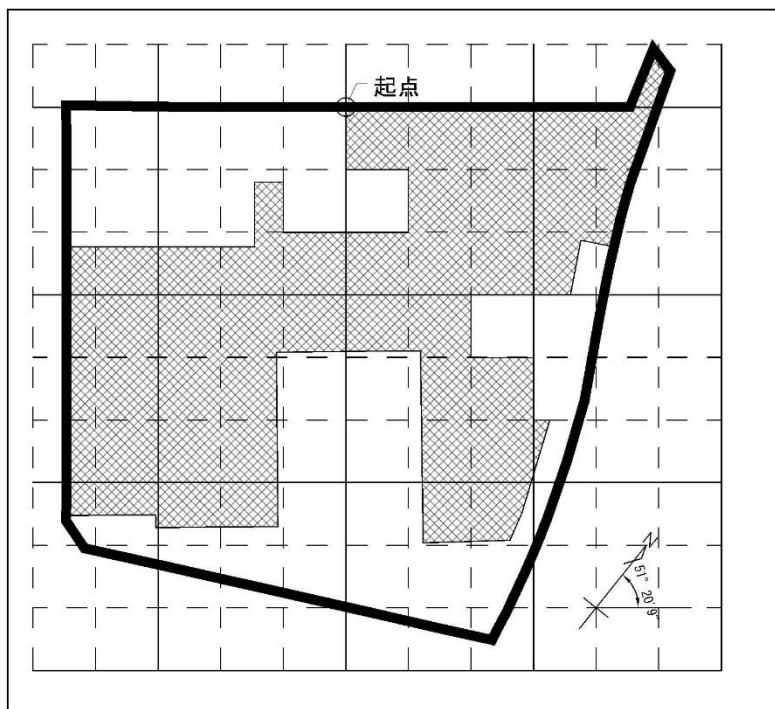
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年2月2日

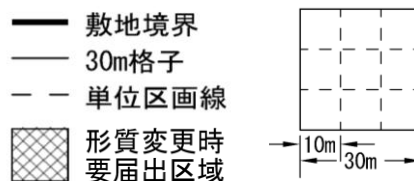
神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区小寺町1丁目1番、2番、9番の各一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別図



凡例



<起点>
起点は、兵庫県神戸市須磨区小寺町一丁目2番の一部の最北端とする。

<格子の回転角度>
51° 20' 9"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。